

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内

TEL：026-238-1555（直通）

TEL：026-238-1580（苦情専用）

TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）

FAX：026-238-1581

E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp

URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 介護保険新規事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

なお、12月の新規事業者説明会は開催いたしませんので、1月の説明会に参加いただきますようお願いいたします。

開催日	場所	時間（予定）
平成30年1月29日（月）	松本合同庁舎402会議室	午後1時～4時

2 年末年始の業務対応及び1月の受付日等について

年末年始における本会受付業務等について、下記のとおり予定しておりますので、お間違えのないようお願いいたします。

○ 請求受付期間：平成30年1月1日（月）～平成30年1月10日（水）

平成29年12月29日（金）～平成30年1月3日（水）については、自治会館は閉館となりますが、ISDN回線請求用伝送受付サーバは稼動しております。

（午前8時30分～午後8時）

また、インターネット請求については、上記受付期間中も24時間受付可能です。

○ 平成30年1月請求分に関しましては、平成29年12月中の受付は行っておりません。

○ 平成30年1月の持参分受付日は、4日～5日及び9日～10日となります。

○ 平成29年12月審査分の返戻等通知について

伝送請求事業所・・・平成29年12月28日（木）送信予定

磁気媒体・帳票請求事業所・・・平成30年1月4日（木）発送予定

3 福祉用具貸与等の請求における審査について

現行の介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書にTAISコード（5桁-6桁（半角・数字））、JANコード又はローマ字で商品コード等を記載いただいておりますが、平成29年8月25日付老高発0825第1号「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について（通知）」により、福祉用具貸与と事業者においては、平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書の摘要欄にTAISコード（5桁-6桁（半角・数字））又は福祉用具届出コード（5桁-6桁（半角・英数字））のいずれかの記載が必要となりました。

なお、記載がない介護給付費の請求については、本会の審査において返戻となりますのでご注意ください。

4 ISDN回線及び紙媒体による請求を行っている事業所の皆様へ

平成30年4月より、ISDN回線及び書面による請求は廃止となり、介護給付費等の請求は原則、伝送（インターネット請求）または電子媒体による請求となります。**ISDN回線及び書面による請求受付は、平成30年3月10日受付締切の2月サービス提供分の請求までで終了となりますのでご注意ください。**

現在、書面による請求を行っている事業所につきましては、平成26年8月15日厚生労働省令第98号「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の一部例外規定に該当し、平成30年4月以降も引き続き書面による請求を行う場合は、同改正省令により規定された「免除届出書」を本会へ提出する必要があります。

「免除届出書」の様式は本会ホームページより取得可能です。

なお、平成29年11月7日付 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡「書面による請求に係る経過措置に関するQ&Aの改正について」が発出され、Q&Aの問6、17のような条件では免除届出の対象となりませんので、事前にご確認をお願いします。

問6 同一法人で所在地が同一の複数事業所の指定を受けている場合で、それぞれ事業所番号が異なる場合、事業所番号ごとにサービス種類の事業所として紙請求が可能か。

(答) 可能ではない。同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定を受けている場合は、それらを一つの事業所として判断する。

問17 例えば、「訪問介護」と「居宅介護支援」を実施している事業所は、二種類行っているものとして紙請求を行うことは認められないのか。

(答) 認められない。

【免除届出書取得方法】長野県国保連合会のHP⇒ www.kokuho-nagano.or.jp/ トップ

＞ 介護事業所のみなさまへ＞ 様式ダウンロード＞ 介護事業所等＞ 請求省令に関する免除届

5 介護電子媒体化ソフト Ver.2 の提供について

現在、書面による請求を行っている事業所のうち、介護保険みなし指定事業所（医科・歯科・調剤）や福祉用具貸与サービス事業所向けに、紙媒体への記載方法と同様のイメージで請求情報（CSV）を作成できる「介護電子媒体化ソフト Ver.2」（無償配布・伝送機能なし）が、本会ホームページよりダウンロード可能となっております。（当該ソフトは国民健康保険中央会作成のソフトです。）

ソフトの利用は任意ですが、平成30年4月より書面による請求は原則廃止となることから、対象サービス事業所におかれましては、できる限りご利用いただきますようご協力をお願いします。

なお、ご利用可能なサービスは以下のサービスのみとなりますのでご注意ください。

【介護電子請求媒体化ソフト対象サービス】

- ・31：居宅療養管理指導
- ・34：介護予防居宅療養管理指導
- ・17：福祉用具貸与
- ・67：介護予防福祉用具貸与

平成29年11月請求分の支払日は12月28日（木）、平成30年1月請求分の提出期限は1月10日（水）です。